

平成18年（2006年）紀北町第5回臨時会会議録

第 1 号

平成18年12月1日（金曜日）

招集年月日 平成18年12月1日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年12月1日（金）

応招議員

1番	東 篤布	2番	中村健之
3番	近澤チヅル	4番	家崎仁行
5番	川端龍雄	6番	北村博司
7番	玉津 充	8番	尾上壽一
9番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定

第2 発議第6号 議長の選挙

追加議事日程（第1号の1）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 発議第7号 副議長の選挙

第6 発議第8号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

第7 発議第9号 常任委員会委員の選任について

第8 発議第10号 議会運営委員会委員の選任について

第9 発議第11号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

第10 発議第12号 尾鷲地区広域行政事務組合議会議員の選挙

第11 発議第13号 紀北広域連合議会議員の選挙

第12 発議第14号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

第13 発議第15号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

第14 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について

第15 議案第93号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めるについて

追加議事日程（第1号の2）

第1 閉会中の継続調査申出書

会議録署名議員

1番 東 篤布

2番 中村健之

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

中野直文議会事務局長

おはようございます。

議会事務局長の中野でございます。

本臨時会は、紀北町議会議員の一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。また、一般選挙後の初議会における議案提出者の出席要求についてでございますが、地方自治法第121条の出席要求は議長が行うことになっております。一般選挙後初めての議会に長からの提出案件がある場合であっても、あらかじめ長、その他の者に対しての出席要求は、臨時議長となる年長議員から行うことはできないこととなっております。したがって、議案提出者などの出席要求につきましては、まず、臨時議長において議長の選挙を行い、次いで新議長が副議長の選挙を行った後、新しい議長において要求することが適当であるとされております。よって、追加が予定されております紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例の審議終了までは議員のみとなりますのでご了承くださるようお願い申し上げます。

それではここで、年長議員の岩見雅夫議員をご紹介申し上げます。

岩見雅夫議員、議長席にお願いいたします。

岩見雅夫臨時議長

皆さん、おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました岩見雅夫でございます。

本日は、地方自治法の第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行いますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。では、着席させていただきます。

ただいまの出席議員は22名でありまして、定足数に達しております。

開会の宣言をいたします。

これより、平成18年第5回紀北町臨時議会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承下さい。

なお、本臨時会におきまして、行政番組まちの話題の収録のためZTV及び企画課職員のテレビ撮影等を許可することといたします。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

岩見雅夫臨時議長

それでは、これより議事に入ります。

日程第 1

岩見雅夫臨時議長

お手元の日程表のとおり、日程第 1 としまして、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第 2

岩見雅夫臨時議長

つづきまして、第 2 番目 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、議長の選挙につきましては、地方自治法の第103条第 1 項の規定による選挙でありまして、同法の第118条第 1 項の規定に基づきまして、公職選挙法の各条項について適用される。そういうことになっております。

それでは、選挙を実施するわけではありますが、まず選挙は投票によって行います。

まず議場の出入口の閉鎖をお願いします。

(議 場 の 閉 鎖)

岩見雅夫臨時議長

それでは、議場閉鎖を行いました。

ただいまの出席議員は22名であります。

次で立会人を指名いたします。

会議規則の第32条第 2 項の規定によりまして、立会人につきましては後のほうからの番号です。22番の世古勝彦君、次いで21番の谷節夫君のご両名を指名いたします。

よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付をお願いいたします。

(投 票 用 紙 の 配 付)

岩見雅夫臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。皆さん、よろしいですね。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

投票箱の点検をお願いします。

(投 票 箱 の 点 検)

岩見雅夫臨時議長

投票箱異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは投票をしていただきまして、議席番号1番からの議員から順番に投票箱へ投票をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(投 票)

岩見雅夫臨時議長

投票漏れはありませんでしょうか。よろしいですね。

投票漏れなしと認めます。

それでは開票に入ります。開票を行いますので、世古勝彦君及び谷節夫君の開票の立会いをお願いしたいと思います。演壇の投票箱のところまでお願いします。

(開 票)

岩見雅夫臨時議長

それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数は22票であります。

有効投票が22票。

無効投票は0票であります。

投票の結果は、

尾上壽一君 13票

北村博司君 6票

岩見雅夫君 3票

以上、22票でございます。

本日の選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、尾上壽一君13票もこの得票数を超えております。

尾上壽一君が議長に当選されました。

それでは、以上の投票選挙結果によりまして、議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖を解く)

岩見雅夫臨時議長

ただいま議長に当選されました尾上壽一君が議場におられます。

会議規則の第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

それでは、尾上壽一君、議長受託につきましてご挨拶をお願いしたいと思います。議長就任の挨拶をお願いします。

尾上壽一新議長

皆さんおはようございます。ただいま議長にご選任いただきまして、誠にありがとうございます。合併後1年を経過し、課題の山積する紀北町であります。町民皆さまの付託に応えるために、議会として積極的な活動を行い、執行部と協力し、住民の皆さまの立場に立って魅力ある町、安全、安心の町づくりに真剣に取り組んでいきたいと考えております。また、議会運営につきましては、議会の品位や秩序を大切に、そのルールを遵守し、公平な議事運営に努めたいと考えております。議員各位には円滑な議事運営のため、ご協力とご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

岩見雅夫臨時議長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、新議長と交替いたします。臨時議長の役割はここまででございますので、どうもご協力いただきましてありがとうございました。

尾上壽一新議長

それでは皆さん、どうかよろしく願い申し上げます。

尾上壽一新議長

ここで暫時休憩をいたします。

(午前 9時 45分)

議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 10分)

議長

お諮りします。

ただいまお手元に配付いたしました日程第1から日程第15までを日程に追加し、議題といたしたいと思います。なお、招集告示の付議事件につきましては、正副議長の選挙と監査委員の選任同意議案の3件となっておりますが、地方自治法第102条の規定では、会議規則や委員会条例の改正、議会の構成に関する事件については、臨時会においてあらかじめ告示されなくても、また、急施事件でなくても、議題としてなし得るという解釈がなされております。以上の理由により、日程に追加して議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

議長

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、

1 番 東篤布君と 2 番 中村健之君のご両名を指名いたします。

日程第 3

議長

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 4

議長

次に、日程第 4 諸般の報告をいたします。

まず、本臨時会に付議されました案件は、発議第 6 号から議案第93号までの12件でありまして、そのうちすでに処理されたものが 1 件となっております。

次に、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により、例月出納検査について、平成18年度普通会計の 9 月分と平成18年度水道事業会計の 9 月分について監査委員より報告を受けております。報告書については議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、議会推薦の農業委員についてであります。現委員の平野倅規君と濱田武次君のご両名から、平成18年11月22日付けで紀北町農業委員会会長宛てに11月30日をもって辞職したい旨の願いが提出されたことにより、同会長から議会推薦の委員の依頼を受けております。したがって、本日、改めて議会推薦の委員を決めることとなりますので、よろしく願いいたします。

また、議員の任期満了に伴い、一部事務組合議会の議員については、平成18年11月30日をもつ

て失職の形となっております。欠員が生じたことによりまして各組合管理者から組合議会議員の選出についての依頼を受けておりますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5

議長

次に、日程第5 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙につきましても、議長の選挙同様に地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項の規定に基づきまして、公職選挙法の各条項について適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

それでは、議場の出入口を閉鎖します。

(議 場 の 閉 鎖)

議長

ただいまの出席議員は22名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に20番 東清剛君、19番 奥村武生君のご両名を指名します。

投票用紙を配付いたします。

(投 票 用 紙 の 配 付)

議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

(投 票 箱 の 点 検)

議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、議席番号1番の議員から順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

それでは開票を行います。

東清剛君及び奥村武生君、開票の立会いをお願い申し上げます。

(開 票)

議長

選挙の結果を報告します。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

東 清剛君 14票

中津畑正量君 3票

松永征也君 3票

北村博司君 2票

以上のとおり、計22票です。

この選挙の法定得票数は6票です。

したがって、東清剛君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

議長

ただいま、副議長に当選されました東清剛君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、東清剛君、副議長受託につきご挨拶をお願い申し上げます。

東清剛副議長

おはようございます。東清剛でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆さま方のご支持により副議長の要職に選ばれましたこと大変光栄に感じます。また責任の重大さも痛感しているところでございます。議員経験も浅く浅学非才ではございますが、副議長の職務に誠心誠意努力いたします。皆さま方のあたたかいご支援ご支持ご協力を賜りますよ

うお願いいたしまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

それでは、副議長の職務について、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

日程第6

議長

次に、日程第6 発議第8号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者より提案の趣旨説明を求めます。

東澄代君。

16番 東澄代議員

発議第8号

平成18年12月1日

紀北町議会議長 尾上壽一 様

提出者 紀北町議会議員 東 澄代

賛成者 同 上 松永征也

賛成者 同 上 谷 節夫

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

内容につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

紀北町議会委員会条例（平成17年紀北町条例第180号）の一部を、次のように改正する。

第2条第1号中「11人」を「8人」に、同条第2号中「11人」を「7人」に、同条第3号中「10人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出の理由といたしましては、議員の任期満了に伴い、議員定数に変更が生じたため本条例の一部を改正するものであります。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

以上で提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第6 発議第8号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決することが決定いたしました。

ただいま委員会条例の一部改正の議案が可決されたことによりまして、次の日程を議題とするにあたり、公布の手続きが必要となりますので、その手続きを行うとともに本日の付議事件であります長提出案件の議案説明のため、執行機関宛てに出席の要請を行うことといたしたいと思

ますので、ここで11時半まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 30分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 0分)

議長

地方自治法第121条の規定により、提出案件の説明のため出席を求めましたところ、町長をはじめ、教育委員長そのほか関係課長等の出席がありましたので報告をいたします。

なお、一般選挙後の初議会にあたり、奥山町長よりご挨拶の申し出がありましたので、これを許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

議員の皆さま、本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員ご出席賜りましたこと、ありがたく存じます。皆さまには、先の紀北町議会議員選挙におきまして激戦の中を見事に勝ち抜かれられまして、めでたく当選の栄に浴されたところであり、心からお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

昨年、10月11日の合併により紀北町が誕生してから早いもので1年が経過し、自然の鼓動を聞き みなが集い 創る やすらぎのまちの実現に向け取り組んできたところでございますが、すでに議員の皆さまにはご承知のとおり、地方を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、当町におきましても例外ではなく、財政の健全化、施策の展開という相反する極めて困難な町政運営を強いられております。

このような中でさまざまな課題を確実に処理し適切に対応していかなければなりません、行政のみによってできるものではないと思っております。議会と行政と町民の皆さまとが手を携えて、一緒に力を合わせてがんばって、はじめてできるものだと思うのでございます。

つきましては、これから尾上壽一議長、東清剛副議長をはじめ議員の皆さま方のご理解とご協力を得ながら、全力をあげて紀北町の発展を目指して参りたいと思っておりますので、何とぞ、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、紀北町議会議員選挙後、初めての議会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

議長

どうもありがとうございました。それではよろしく願いいたします。

それでは、会議を進めます。

日程第7

議長

日程第7 発議第9号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第8

議長

次に、日程第8 発議第10号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付されました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

議長

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(自席で暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長

ただいま、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定いたしましたので報告をいたします。

総務財政常任委員長に 東 澄代 君

同 副 委 員 長 に 東 篤布 君

教育民生常任委員長に 入江康仁 君

同 副 委 員 長 に 近澤チヅル 君

産業建設常任委員長に 北村博司 君

同 副 委 員 長 に 松永征也 君

議会運営委員長に 谷 節夫 君

同 副 委 員 長 に 平野隆久 君

以上のとおりであります。

日程第9～日程第13

議長

次に、日程第9 発議第11号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

日程第10 発議第12号 尾鷲地区広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第11 発議第13号 紀北広域連合議会議員の選挙

日程第12 発議第14号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第13 発議第15号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙の5件については、一括議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、それぞれの組合議会議員については指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名をいたします。

三重紀北消防組合議会議員に、尾上壽一君、岩見雅夫君、平野隆久君、東澄代君の4名を。

尾鷲地区広域行政事務組合議会議員に、平野倅規君、入江康仁君、中津畑正量君、東澄代君、奥村武生君、尾上壽一の6名。

紀北広域連合議会議員に、近澤チヅル君、入江康仁君、島本昌幸君、松永征也君、垣内唯好君、尾上壽一の6名を。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、北村博司君、東清剛君の2名。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、東篤布君、家崎仁行君、北村博司君、入江康仁君、世古勝彦君の5名をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました被選挙人を、それぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名しました被選挙人が、それぞれの組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第14

議長

次に、日程第14 推薦第2号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人とし、別紙配付の名簿のとおり平野倅規君、入江康仁君のご両名を

推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、平野倅規君、入江康仁君のご両名を推薦することに決定いたしました。

日程第15

議長

次に、日程第15 議案第93号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、松永征也君の暫時退場を求めます。

(松永征也議員：退場)

議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会臨時会に上程いたしました、議案第93号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めるについての提案理由をご説明申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第197条の規定により、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によるところとされていることから、前任者におきましては、11月30日で任期が満了となりましたので、同法196条第1項の規定により、新たに松永征也氏を選任いたしたく同意をお願いするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論される方はありませんか。

(発 言 する 者 な し)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(発 言 する 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第15 議案第93号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

松永征也君の除斥を解きます。

(松 永 征 也 議 員 : 入 場)

議長

松永征也議員、ただいま、監査委員の選任につき同意がなされました。

松永征也議員、就任のご挨拶をお願いいたします。

17番 松永征也議員

ただいま、監査委員選任にご同意を賜りまして誠にありがとうございました。町行財政は公正であって、しかも効率的に、そして無駄のない執行を行っていくことによりまして、はじめて町民の信頼を得ることができるものと確信いたしております。監査業務に誠心誠意努めまして、行財政のチェック機能を発揮いたして参りたいと思っております。どうかご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

申し上げるまでもなく、監査委員は、紀北町の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理を監査する職務権限を持つものであります。公正で合理的かつ効率的な行財政を確保することができるよう、その職務につきましては、よろしく願い申し上げます。

議長

この場で暫時休憩いたします。

(自席で暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長

お諮りします。

ただいま、議会運営委員長より議案が提出されました。

これを日程に追加して、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第1

議長

それでは、日程第1 閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長から、ただいまお手元に配付いたしましたとおり、会議規則第75条の規定によりまして、平成19年12月定例会まで、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の所掌事務のうち、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

議事進行ですか。

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄君

先ほどの住宅選考委員会の件で。議会までに、広報によると15日に入居予定となっておりますけど、本日、一応、懇談会で決まりましたのは、この場ではしなくてもいいんか。また途中で。選考委員会のメンバーは代わりますわね。11月30日で。その件はどうなっているのか。ちょっと。

議長

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

ただいまの川端議員さんのご質問に対してお答えさせていただきます。条例委員につきましては、あくまでも議決の対象ということではございませんので、本案件についての議題とすることは差し控えていただいております。ただし、議会内部でのいろいろな報告事項として事務局長として、その点、忘れていましたことをお詫び申し上げまして、改めて報告をさせていただきたいと思っております。そのような扱いでお願いしたいと思っております。

議長

6番 北村博司議員。

6番 北村博司議員

先ほど、川端議員が議事進行に関する発言をされましたけれども、いきなり、やっぱり事務局長が答弁するのはおかしいので、議長はいったん受けて、この件については事務局長からお答えしますとすべきではないかと思います。いかがでしょうか。

議長

ただいまご指摘のとおりかと思います。なにぶんにも不慣れなため、ご容赦をお願いいたします。

それでは、議会事務局長より、住宅選考委員会についてご報告をいたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

町営住宅入居選考委員会でございますが、先ほど、議員さんの中で決めていただきまして、報告をさせていただきます。

町営住宅入居選考委員会委員につきましては、北村博司議員、中村健之議員、近澤チヅル議員、家崎仁行議員、入江康仁議員、平野隆久議員、垣内唯好議員、谷 節夫議員、以上8名の方を選出させていただきましたのでご報告を申し上げます。

議長

以上、これをもちまして本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

なお、各条例委員等の選出につきましては、正副議長や常任委員長等が入る部分がありますので、事務局において早急に整理していただき、12月定例会の会期中に議会懇談会を設けて選出することといたしたいと思いますので、何とぞ、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

議長

それではこれにて、平成18年第5回紀北町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時 22分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年1月26日

紀北町議会臨時議長 岩見雅夫

紀北町議会議長 尾上壽一

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 中村健之